

第7章 構想の推進体制・進捗管理

1 推進体制

(1) 病床機能報告の活用

各医療機関は、毎年度の病床機能報告制度による他の医療機関の各機能の選択状況等を把握し、自院内の病床の機能分化等に自主的に取り組んでいくことが必要です。

(2) 地域医療構想調整会議等の開催

地域において、各医療機関が担っている医療の現状を基に、毎年度、地域医療構想調整会議を開催し、医療機関相互の協議を進め、不足している病床機能への対応について、対応策を検討します。

(3) 地域医療介護総合確保基金の活用

地域医療構想で定める病床の機能区分ごとの必要病床数に基づき、医療機関の自主的な取組みや医療機関相互の協議により進められることを前提として、これを実効性のあるものとするため、地域医療介護総合確保基金を活用し、不足する病床機能への転換や在宅医療の推進、医療介護人材の確保等の必要な施策を進めます。

(4) 関係者の役割

県は、病床の機能分化・連携を推進し、医師会など関係団体や市町と連携しつつ、質の高い医療提供体制を整備します。また、地域包括ケアシステムの構築に向けた市町の創意工夫を活かし、その取組みを支援し、地域包括ケアシステムを支える医療・介護人材の確保のために必要な取組みを行います。

市町は、地域包括ケアシステム実現のため、県と連携しつつ、在宅医療・介護の提供や連携に資する体制を整備するとともに、高齢者の居住に係る施策との連携や地域支援事業等の実施を通じて、介護予防および自立した日常生活の支援を行うための体制整備を進めていきます。

医療保険者は、病気の予防や医療費の適正化の観点から、地域における生活習慣病等の予防健診を進めるとともに、健診結果の共有など医療保険者間の情報連携を図ります。

医療機関は、利用者の視点に立って、切れ目ない医療提供体制を確保し、良質な医療サービスを提供するとともに、限られた医療資源の効率的かつ効果的な活用を推進します。また、継続的に医療を提供するため、医療機関の間で地域における医療資源の情報を共有し、医療人材の確保やキャリアアップの支援、いきいき働く職場づくり等に

取り組んでいきます。

2 進捗管理

地域医療構想に掲げる施策の実施状況については、医療審議会等で評価を行います。

その結果、地域医療構想の見直しが必要と評価された場合、また、社会経済情勢の大きな変化に伴い抜本的な見直しが必要と判断された場合には、地域医療構想の見直しを行います。